

とやま中央会 FAX 情報

2017. 12. 1 発行 №524

とやま新事業創造基金農商工連携ファンド事業の 利用者募集について～随時受付～

富山県新世紀産業機構では、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品、新サービスの開発に対して資金面での支援を行う農商工連携ファンド事業の利用者を募集しています。ぜひご活用ください。

1. 対象者

(1) 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者と農林業業者の連携体

(2) 自ら事業を行うNPO等の中小企業者以外の者(NPO、商工会、商工会議所等)と農林漁業者の連携体(富山県内に事務所・事業所を有すること。)

2. 対象事業

(1) 新商品を開発しようとする事業

(2) 新サービスを開発しようとする事業

(3) 上記(1)又は(2)と併せて販路を開拓しようとする事業

3. 補助率・補助金額・補助期間

補助率：2/3以内

補助金額：上限800万円

補助期間：案件内容により複数年の継続支援あり(最長平成30年12月末まで)

4. 助成対象経費

以下の経費のうち、消費税額を控除したもの
例(事業費) 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、印刷製本費、広告宣伝費、展示会等出展料、会場借料、保険料、通訳料、通信運搬費、産業財産権等取得費(但し、特許庁に納付される手数料等を除く)、委託費(コンサルタント経費、調査費等)など。

例(試作・開発費) 原材料費、機械装置・工具器具備品費(試作用に限る)、借損料、試験・検査費、委託費(デザイン料、設計費、外注加工費、コンサルタント経費、研究費等)など。

5. 募集期間

平成29年11月1日(水)から毎月末締め

6. 応募方法

下記URLより交付申請書をダウンロードいただき、郵送等で富山県新世紀産業機構まで送付してください。

<http://www.tonio.or.jp/josei/noushoukou/>

7. お問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター 取引設備支援課

〒930-0866 富山市高田527 情報ビル2階

TEL: 076-444-5650

FAX: 076-444-5644

◇ 企業間連携による協働推進事業のご案内

富山県では、県内企業の企業間交流やオープンイノベーションによる新技術・新製品開発を促進するため、コア技術を有する2社以上の県内企業が連携し、川下企業向け製品のコスト削減や、市場ニーズに応えた新たな製品の開発を

目的としておこなう協働での研究活動に係る経費を補助する企業間連携による協働推進事業の公募を実施しています。

1. 対象者

富山県内に主たる事業所を置く企業より構成される2社以上のグループ（代表企業は中小企業であること）

2. 公募の対象

コア技術を有する2社以上の県内企業が連携しておこなう以下の事業

- ・川下企業向け製品のコスト削減に向けた試作開発
- ・市場のニーズに応えた新製品の開発を目的とした研究活動

3. 対象経費 消耗品費、講師謝金、旅費、試作加工費、外注費、使用料等

4. 補助金額・補助率・補助対象期間

補助金額：上限500千円

補助率：1/2

補助対象期間：平成30年2月末まで

5. 採択件数 2件程度

6. 募集期間 平成29年12月28日（木）
（採択予定件数に達次第、募集を終了します。）

7. 応募方法

下記URLより応募用紙をダウンロードいただき、FAXにて送付してください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00018205.html

8. お問い合わせ先

富山県商工労働部商工企画課

TEL：076-444-3245

FAX：076-444-4401

◇ 富山県総合デザインセンター「デザインオフィス」の入居企業の募集について

富山県では、デザインを活用した新商品開発・新事業創出に挑戦する企業を応援するため、県総合デザインセンターに企業入居スペース「デザインオフィス」をオープンし、入居者を募集しています。

1. 「デザインオフィス」の概要

企業が入居し、デザイナーや他の企業などとの共同開発を行います。また、センター内の「連携交流スペース」では、入居企業同士や次世代の産業を担う多彩な人材との交流のお手伝いをします。

※県総合デザインセンターとは

県内企業のデザインを活用した商品開発を支援しています。デザインに関する相談に対応するほか、3Dプリンターなどの最新設備もご利用いただけます。

2. 入居のメリット

- （1）未来のものづくりについて語るセミナーなど、多彩な企画により、異業種企業や異分野のスペシャリストとの交流の場を提供し、新プロジェクトの創出を支援します。
- （2）デザインやマーケティングに詳しい専門職員が随時相談に応じます。
- （3）商品開発に必要な3Dプリンター等の試作用設備（有料）が活用できます。

3. 募集内容

デザインオフィス6室の入居募集を行います。

- ・デザインオフィス1～5（33㎡、5室）

1室 74,700円/月

- ・デザインオフィス6（41㎡、1室）

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

1室 92,800円/月

※上記の他、オフィスの電気料金等の入居者負担があります。

※県で審査を行い、入居者を決定します。

4. 主な入居条件

下記(1)～(3)のいずれかに該当する事業者であること。

(1) 総合デザインセンターの設備を活用した商品開発・新事業創出に取り組む事業者

(2) デザインと先端技術の融合による商品開発・新事業創出等に取り組む事業者

(3) 本県のデザイン産業・ものづくり産業の発展に寄与すると見込まれる事業者

5. 応募方法

下記URLより施設利用申請書をダウンロードいただき、富山県総合デザインセンターまでご提出ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00017907.html

※入居募集パンフレット、募集要項等もダウンロードが可能です。

6. お問い合わせ先

富山県総合デザインセンター

TEL：0766-62-0510

FAX：0766-63-6830

◇ 海外市場開拓セミナー開催のご案内

ジェトロ富山、高岡商工会議所、高岡市は、インターネットサイトを通じて海外展開を目指す企業を対象に、セミナー「越境ECの始め方ー越境ECのスタートアップで重要な12のルール」を開催します。

インターネット上で販売する商品や販売先国、販売サイトの見極め方、また、準備すべきポリシーについて説明します。

ご希望の方には講師による個別相談を行います。インターネットを通じた海外ビジネスをお考えの皆様は、ぜひご参加ください。

1. 開催日時 平成29年12月12日(火)
13時30分～16時50分

2. 開催場所 高岡商工会議所 4階 403・405号室(高岡市丸の内1-40)

3. プログラム

13時30分～15時30分

「越境ECの始め方～越境ECのスタートアップで重要な12のルール」

講師：中川 泰 氏(新輸出大国コンソーシアム・エキスパート(電子商取引分野))

15時45分～16時50分 個別相談会

(※希望者のみ。要事前予約)

4. 参加費 無料

5. 定員 セミナー50名(先着順)

個別相談：2社程度

(要事前予約)

6. 申込締切 平成29年12月8日(金)

17時

7. お申込み・お問合せ先

下記より「案内書・申込書」に必要事項をご記入いただき、FAX又はメールにてお申込ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/toy/cffc7814d3aee342.html>

ジェトロ富山

TEL：076-444-7901

FAX：076-444-7903

E-Mail：toy@jetto.go.jp

◇ まちの逸品「べつばら富山」の英語版リーフレットが登場しました

富山県では、イメージアップにつながる売れるお土産づくりを推進するため、平成24年度に消費の鍵を握る女性に好まれるお土産(お菓子・工芸品)の募集選定・ブラッシュアップを行い、「べつばら富山」として県内外に向けPRに取り組んできました

引き続き、「べつばら富山」の認知度向上のためのキャンペーンを実施し、商品や商品を生

み育んだ富山の魅力をPRしており、この度、「べつばら富山」のリーフレット英語バージョンができました。下記URLよりダウンロードすることが可能です。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00017212.html

商品については、ととやま（富山市新富町1-2-3C i C 1階）、日本橋とやま館（東京都中央区日本橋宝町1-2-6日本橋大栄ビル1階）でも常設販売しています。※一部取扱いのない商品もあります。

お問合せ先

富山県商工労働部商業まちづくり課
TEL：076-444-3251

◇ 特定（産業別）最低賃金が引き上げられます

富山労働局長は、今年度改正の申出があった3件の特定（産業別）最低賃金について、順次改正を決定しました。平成29年12月より順次発行します。

改正内容及び効力発生日はそれぞれ次のとおりです。

件名・改正内容（時間額）・効力発生日

・富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

改正内容：現行810円→820円（+10円）

効力発生日：12月6日（水）

・富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（一般機械・自動車部品製造業関係）：

改正内容：現行846円→864円（+18円）

効力発生日：12月17日（日）

・富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

改正内容：現行786円→800円（+14円）

効力発生日：12月22日（金）

【参考】富山県（地域別）最低賃金：時間額795円（効力発生日：平成29年10月1日）

「特定（産業別）最低賃金」は、関係労使が「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業等について設定されるもので、当該産業の基幹的労働者に適用されます。（18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の者、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する者などには適用されません。）

◇ ものづくり補助金成果事例集を発行しました

本会ではものづくり補助事業において、事業の新展開や革新的な取り組みにチャレンジされた事業者を20社（平成24年度補正～平成27年度補正事業）ピックアップし、ものづくり補助事業成果事例集として取りまとめいたしました。

各事業者さんの掲載内容については、下記ページからご覧になることができます。

https://www.chuokai-toyama.or.jp/topics_detail.phtml?Record_ID=979cf1b2288193310876db8091eb7072&TGenre_ID=001



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <http://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835